

令和元年度

岡山県国民健康保険運営協議会  
(第1回)

説明資料  
【国保制度全般】

令和元年8月29日

岡山県保健福祉部

1	平成30年度岡山県国民健康保険特別会計の決算状況 --	2
2	令和元年度の国民健康保険保険料(税)率 -----	1 1
3	国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法 -----	1 9
4	岡山県国保ヘルスアップ支援事業 -----	3 0
5	国保制度運営スケジュール（令和元年度） -----	4 0

# 1 平成30年度岡山県国保特別会計の決算状況

# 岡山県国民健康保険特別会計について

県国保特別会計において、国保事業費納付金の収納、保険給付費等交付金の交付、県繰入金による財政調整等を行う。

【県国保特別会計と市町村国保特別会計の設置、運営のイメージ】

県国保特別会計

市町村国保特別会計

歳入

歳出

歳入

歳出

納付金

前期高齢者  
交付金

国公費等

県繰入金

保険給付費等  
交付金  
(普通交付金)

保険給付費等交付金  
(特別交付金)

後期高齢者支援金

前期高齢者納付金  
等

総務費

交付

保険給付費等  
交付金  
(普通交付金)

保険給付費等交付金  
(特別交付金)

保険料 (税)

一般会計繰入金等

保険給付費  
(診療報酬等)

※普通交付金=保険給付費

保健事業等

納付金

県が27市町村  
ごとに算定

総務費

# 平成30年度県国保特別会計決算状況(1)

## 1 概要

・収支状況	歳入総額	1,804億77百万円
	歳出総額	1,748億40百万円
	歳入歳出差引額	56億37百万円
	単年度収支	58億22百万円
	基金保有額	38億41百万円
	※実質単年度収支	33億9百万円
・被保険者数	398,291人(対前年度16,102人減)	
・収納率	93.25%(対前年度0.49ポイント上昇)	

## 2 歳入の内訳

(単位:百万円)

歳入			
	科目	決算額	構成比
単年度収入	分担金及び負担金	50,309	27.9%
	国庫支出金	50,321	27.9%
	療養給付費等交付金	833	0.5%
	前期高齢者交付金	68,311	37.8%
	共同事業交付金	167	0.1%
	一般会計繰入金	10,283	5.7%
	その他	3	0.0%
	小計①	180,227	99.9%
基金繰入金	250	0.1%	
歳入合計A		180,477	100.0%

# 平成30年度県国保特別会計決算状況(2)

## 3 歳出の内訳

(単位:百万円)

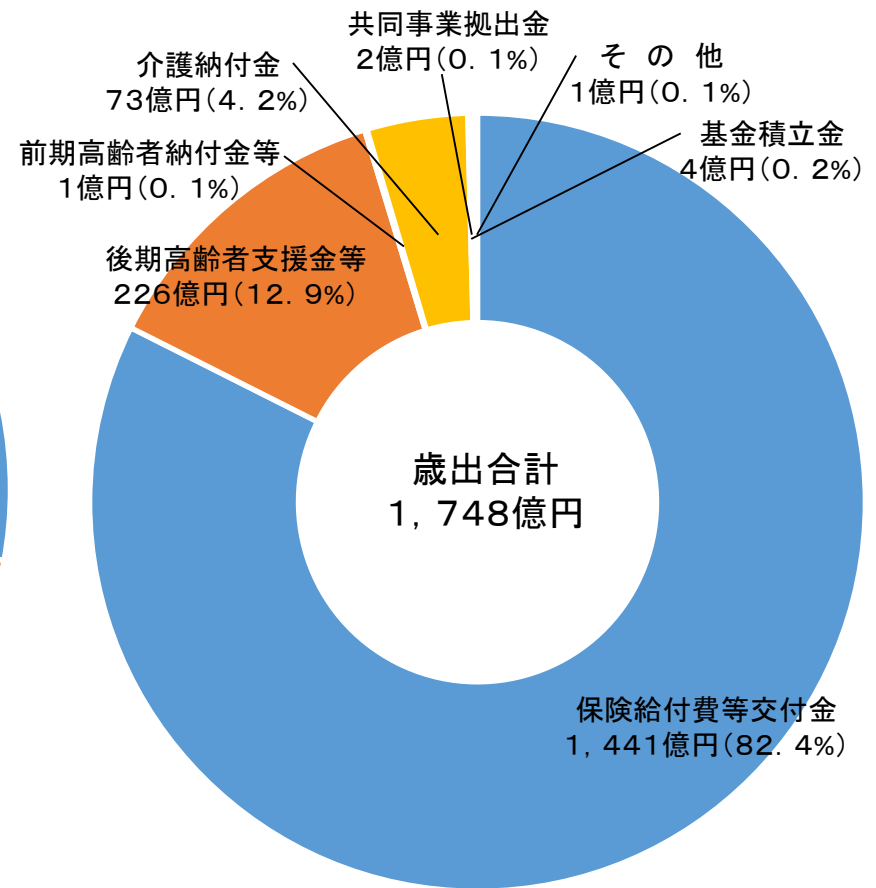
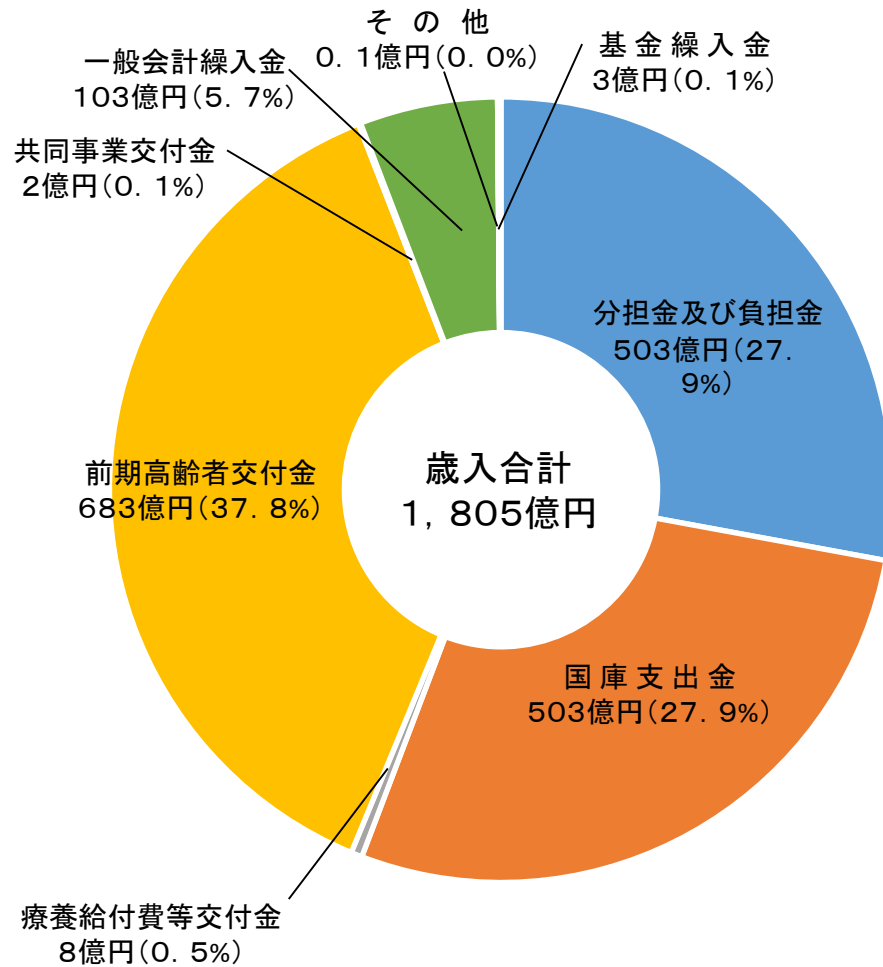
歳 出			
	科目	決算額	構成比
単 年 度 支 出	保険給付費等交付金	144,128	82.4%
	後期高齢者支援金等	22,557	12.9%
	前期高齢者納付金等	95	0.1%
	介護納付金	7,336	4.2%
	共同事業拠出金	204	0.1%
	その他	85	0.1%
	小計②	174,405	99.8%
	基金積立金	435	0.2%
歳出合計B		174,840	100.0%

## 4 収支の状況

(単位:百万円)

区分	金額	
歳入歳出差引額	C=A-B	5,637
控除額(基金繰入金、基金積立金)	D	△185
単年度収支①-②	E=C-D	5,822
国庫支出金精算(予定)額等	F	△2,513
精算後単年度収支(実質単年度収支)	G=E+F	3,309

# 平成30年度決算の歳入歳出の構成



# 平成30年度決算剰余金の取扱い

○県国保特別会計の単年度収支は、約58.2億円の黒字である。…③

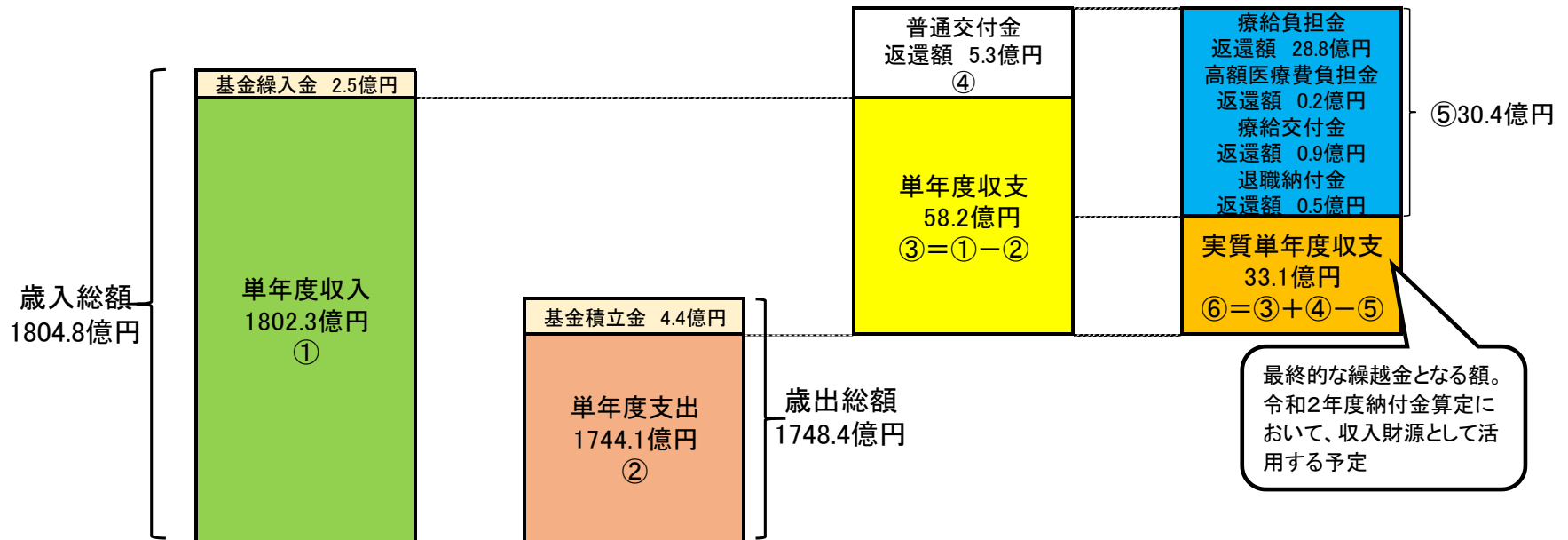
○平成30年度分に関し、令和元年度に市町村から県への返還が発生する項目として、  
 ・普通交付金の返還予定額(約5.3億円)…④

○平成30年度分に関し、令和元年度に県から国等への返還が発生する項目として、

- ・療養給付費等負担金の国への返還予定額(約28.8億円)
- ・高額医療費負担金の国への返還予定額(約0.2億円)
- ・療養給付費等交付金の支払基金への返還予定額(約0.9億円)
- ・退職納付金の市町村への返還予定額(約0.5億円)

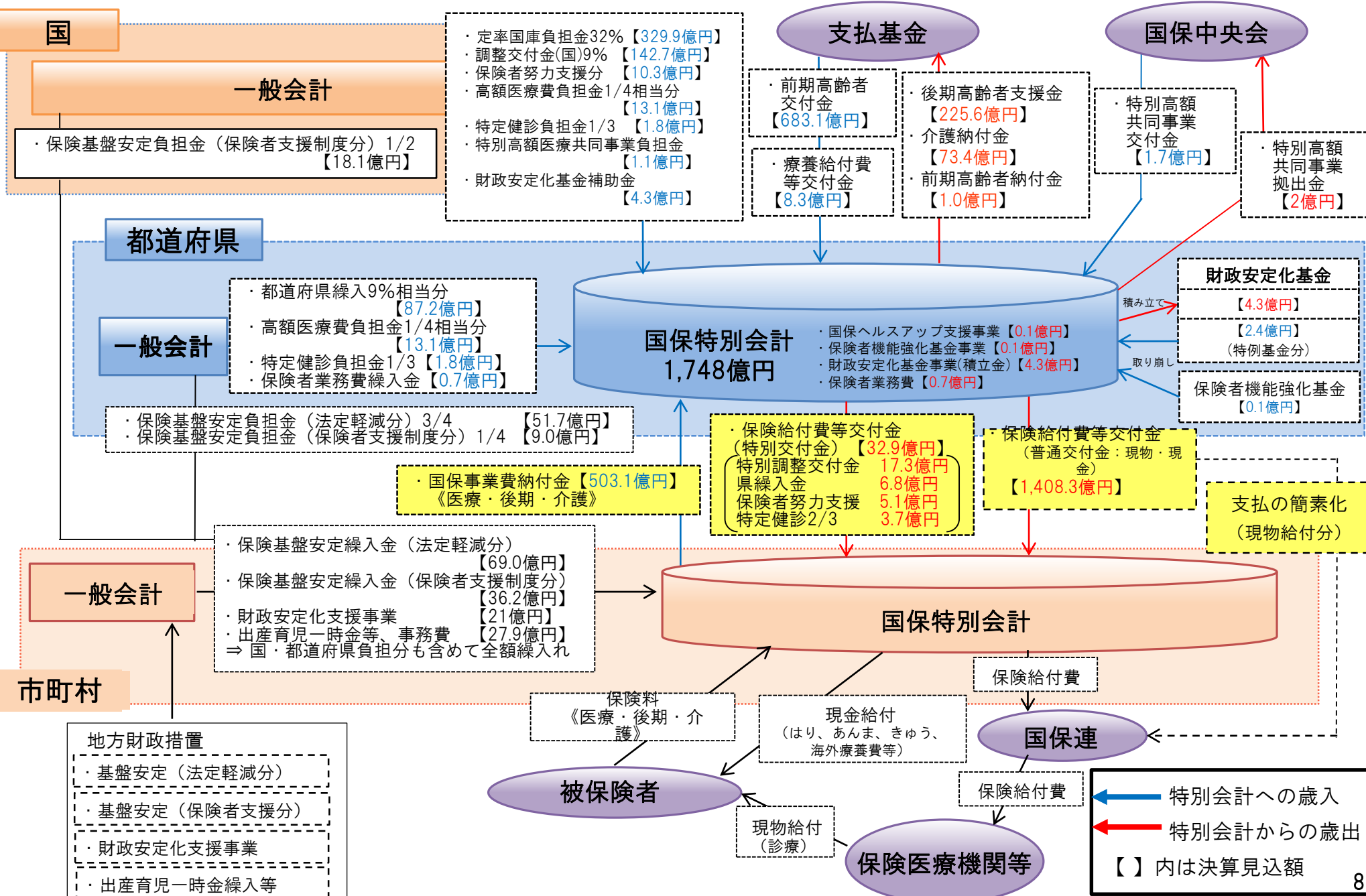
⑤30.4億円

○単年度収支に市町村からの返還額を加えて、国庫支出金等の返還額を差し引いた、平成30年度の実質単年度収支は33.1億円の黒字である。なお、この33.1億円は、令和2年度納付金算定時に収入財源として市町村の納付金を下げることに活用する予定





# 平成30年度国保財政の基本的な枠組みについて



# 【参考】国民健康保険事業の状況(1)

## ○被保険者数等の状況

年度	区分 世帯数	被保険者数		国保 加入率
		総数	介護2号(再掲)	
28年度	269,532世帯	434,001人	130,438人 30.1%	22.5%
29年度	261,613世帯	414,393人	122,404人 29.5%	21.6%
30年度	255,015世帯	398,291人	116,212人 29.2%	20.8%

## ○保険料(税)収納率(現年分)

30年度		29年度		28年度	
	対前年度		対前年度		対前年度
93.25%	0.49%上昇	92.76%	0.70%上昇	92.06%	0.41%上昇

## ○1人当たり保険料(税)調定額(現年分)【医療分+後期高齢者支援金分】

30年度		29年度		28年度	
	前年度比		対前年度		対前年度
83,452円	100.6%	82,927円	100.8%	82,243円	101.5%

## 【参考】国民健康保険事業の状況(2)

### ○総医療費

30年度		29年度		28年度	
	前年度比		対前年度		対前年度
166,300百万円	97.0%	171,441百万円	97.2%	176,391百万円	96.8%

### ○1人当たり医療費

30年度		29年度		28年度	
	前年度比		対前年度		対前年度
417,533円	100.9%	413,715円	101.8%	406,430円	100.5%

### ○基金保有額の状況

(単位:千円)

区分 基金名	29年度末 基金保有額	30年度		30年度末 基金保有額
		基金積立金	基金取崩額	
岡山県国民健康保険 財政安定化基金	3,491,515	435,317	237,371	3,689,461
岡山県国民健康保険 保険者機能強化基金	0	※ 163,581	12,378	151,203
合計	3,491,515	598,898	249,749	3,840,664

※一般会計から基金積立

## 2 令和元年度の国民健康保険保険料(税)率

# 令和元年度の国民健康保険保険料(税)率について

県は、財政運営の責任主体として、国民健康保険法等に基づき、市町村が納付する令和元年度の国民健康保険事業費納付金の決定や、市町村が保険料(税)率を設定する際の参考となる標準保険料率の算定等を行い、各市町村に提示



各市町村では、市町村の国保運営協議会の意見等を踏まえながら、令和元年度の保険料(税)率の設定に向けた作業を進め、保険料(税)率を決定

## 令和元年度保険料(税)率の改定状況

- ・引き上げ 3市町 (岡山市、久米南町、美咲町)
- ・引き下げ 1村 (西粟倉村)
- ・据え置き 23市町村 (倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、備前市、総社市、高梁市、新見市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、勝央町、奈義町、美作市、吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、鏡野町、浅口市)

※保険料(税)率の設定にあたっては、医療費水準や所得水準のほか、収納率の差や保健事業に要する経費を賄う財源の相違、これまで市町村ごとに交付されていた国交付金の精算の影響など、市町村ごとに異なる事情がある。

# 令和元年度の国民健康保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
<b>岡山市</b>	<b>7.85</b>	-	<b>27,600</b>	<b>20,880</b>	2.60	-	8,880	6,960	2.20	-	9,360	5,280
倉敷市	7.20	-	26,040	21,240	2.60	-	9,240	6,720	2.20	-	9,240	5,280
津山市	8.70	-	27,460	21,160	2.80	-	8,240	6,020	2.40	-	7,880	4,190
玉野市	7.20	-	20,300	24,000	2.40	-	6,800	8,100	2.00	-	7,000	5,600
笠岡市	8.80	-	22,800	16,700	2.60	-	7,700	5,800	2.10	-	8,500	4,300
井原市	7.60	-	30,300	21,300	2.30	-	9,200	6,500	2.00	-	10,200	4,800
備前市	8.40	-	28,000	19,900	2.50	-	8,500	6,100	1.90	-	8,400	4,200
総社市	8.30	-	23,600	19,100	2.90	-	8,300	6,500	2.20	-	13,700	-
高梁市	9.50	-	28,400	22,900	3.10	-	9,400	7,500	2.20	-	10,500	5,300
新見市	7.40	-	26,000	16,000	2.60	-	7,000	5,000	2.20	-	9,100	4,600
和気町	8.80	-	27,200	20,800	1.20	-	3,900	2,900	2.00	-	8,200	4,600
早島町	9.30	-	29,000	29,000	2.80	-	9,000	8,000	2.40	-	8,000	7,000
里庄町	7.40	-	23,000	19,000	2.20	-	9,500	6,500	2.10	-	9,500	6,000

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

# 令和元年度の国民健康保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	6.60	-	20,600	16,000	2.70	-	7,500	6,200	1.90	-	7,500	4,500
新庄村	7.50	36.00	20,000	18,000	2.00	10.00	6,000	4,000	0.80	5.00	6,000	3,500
勝央町	8.02	-	21,800	17,800	2.91	-	6,800	5,600	2.45	-	6,700	3,500
奈義町	8.00	-	28,000	21,000	2.40	-	7,000	5,500	1.60	-	6,500	4,000
美作市	7.40	21.70	20,400	17,000	2.90	8.60	7,800	6,000	2.10	7.70	7,600	4,000
<b>西粟倉村</b>	<b>6.20</b>		<b>18,000</b>	<b>15,000</b>	<b>3.10</b>	-	9,000	7,000	<b>1.80</b>	-	<b>9,000</b>	3,000
<b>久米南町</b>	7.30	-	<b>23,000</b>	<b>16,000</b>	2.60	-	<b>9,000</b>	<b>6,000</b>	<b>1.90</b>	-	<b>7,700</b>	<b>3,800</b>
吉備中央町	5.50	29.60	19,600	13,300	2.30	12.30	8,200	5,600	1.70	13.20	8,300	4,200
瀬戸内市	7.60	-	23,500	20,500	2.50	-	8,400	6,600	2.00	-	9,000	6,000
赤磐市	8.10	-	23,000	21,000	2.60	-	7,900	6,000	1.70	-	7,800	5,500
真庭市	7.10	16.60	27,000	20,400	2.00	4.30	7,800	6,000	1.80	4.50	9,400	5,200
鏡野町	7.70	-	20,400	15,500	2.90	-	7,700	5,500	1.90	-	7,400	3,800
<b>美咲町</b>	<b>8.60</b>	-	28,000	21,000	<b>2.60</b>	-	<b>7,900</b>	<b>5,500</b>	<b>2.40</b>	-	<b>8,000</b>	<b>3,900</b>
浅口市	7.10	-	25,600	19,800	2.60	-	9,000	6,800	2.20	-	8,400	5,200

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

# <参考>

# 令和元年度と平成30年度の保険料(税)率の比較(その1)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	R1	<b>7.85</b>	—	<b>27,600</b>	<b>20,880</b>	2.60	—	8,880	6,960	2.20	—	9,360	5,280
	H30	7.55	—	26,880	21,120	2.60	—	8,880	6,960	2.20	—	9,360	5,280
	比較	<b>0.30</b>	—	<b>720</b>	<b>▲ 240</b>	—	—	—	—	—	—	—	—
倉敷市	R1	7.20	—	26,040	21,240	2.60	—	9,240	6,720	2.20	—	9,240	5,280
	H30	7.20	—	26,040	21,240	2.60	—	9,240	6,720	2.20	—	9,240	5,280
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
津山市	R元	8.70	—	27,460	21,160	2.80	—	8,240	6,020	2.40	—	7,880	4,190
	H30	8.70	—	27,460	21,160	2.80	—	8,240	6,020	2.40	—	7,880	4,190
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
玉野市	R1	7.20	—	20,300	24,000	2.40	—	6,800	8,100	2.00	—	7,000	5,600
	H30	7.20	—	20,300	24,000	2.40	—	6,800	8,100	2.00	—	7,000	5,600
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
笠岡市	R1	8.80	—	22,800	16,700	2.60	—	7,700	5,800	2.10	—	8,500	4,300
	H30	8.80	—	22,800	16,700	2.60	—	7,700	5,800	2.10	—	8,500	4,300
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井原市	R1	7.60	—	30,300	21,300	2.30	—	9,200	6,500	2.00	—	10,200	4,800
	H30	7.60	—	30,300	21,300	2.30	—	9,200	6,500	2.00	—	10,200	4,800
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備前市	R1	8.40	—	28,000	19,900	2.50	—	8,500	6,100	1.90	—	8,400	4,200
	H30	8.40	—	28,000	19,900	2.50	—	8,500	6,100	1.90	—	8,400	4,200
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。



# <参考>

# 令和元年度と平成30年度の保険料(税)率の比較(その2)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
総社市	R1	8.30	—	23,600	19,100	2.90	—	8,300	6,500	2.20	—	13,700	—
	H30	8.30	—	23,600	19,100	2.90	—	8,300	6,500	2.20	—	13,700	—
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高梁市	R1	9.50	—	28,400	22,900	3.10	—	9,400	7,500	2.20	—	10,500	5,300
	H30	9.50	—	28,400	22,900	3.10	—	9,400	7,500	2.20	—	10,500	5,300
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新見市	R1	7.40	—	26,000	16,000	2.60	—	7,000	5,000	2.20	—	9,100	4,600
	H30	7.40	—	26,000	16,000	2.60	—	7,000	5,000	2.20	—	9,100	4,600
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和気町	R1	8.80	—	27,200	20,800	1.20	—	3,900	2,900	2.00	—	8,200	4,600
	H30	8.80	—	27,200	20,800	1.20	—	3,900	2,900	2.00	—	8,200	4,600
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早島町	R1	9.30	—	29,000	29,000	2.80	—	9,000	8,000	2.40	—	8,000	7,000
	H30	9.30	—	29,000	29,000	2.80	—	9,000	8,000	2.40	—	8,000	7,000
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	R1	7.40	—	23,000	19,000	2.20	—	9,500	6,500	2.10	—	9,500	6,000
	H30	7.40	—	23,000	19,000	2.20	—	9,500	6,500	2.10	—	9,500	6,000
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

# <参考>

# 令和元年度と平成30年度の保険料(税)率の比較(その3)

保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	R1	6.60	—	20,600	16,000	2.70	—	7,500	6,200	1.90	—	7,500	4,500
	H30	6.60	—	20,600	16,000	2.70	—	7,500	6,200	1.90	—	7,500	4,500
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新庄村	R1	7.50	36.00	20,000	18,000	2.00	10.00	6,000	4,000	0.80	5.00	6,000	3,500
	H30	7.50	36.00	20,000	18,000	2.00	10.00	6,000	4,000	0.80	5.00	6,000	3,500
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勝央町	R1	8.02	—	21,800	17,800	2.91	—	6,800	5,600	2.45	—	6,700	3,500
	H30	8.02	—	21,800	17,800	2.91	—	6,800	5,600	2.45	—	6,700	3,500
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈義町	R1	8.00	—	28,000	21,000	2.40	—	7,000	5,500	1.60	—	6,500	4,000
	H30	8.00	—	28,000	21,000	2.40	—	7,000	5,500	1.60	—	6,500	4,000
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美作市	R1	7.40	21.70	20,400	17,000	2.90	8.60	7,800	6,000	2.10	7.70	7,600	4,000
	H30	7.40	21.70	20,400	17,000	2.90	8.60	7,800	6,000	2.10	7.70	7,600	4,000
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西粟倉村	R1	<b>6.20</b>	—	<b>18,000</b>	<b>15,000</b>	<b>3.10</b>	—	9,000	7,000	<b>1.80</b>	—	<b>9,000</b>	3,000
	H30	7.00	—	20,000	17,000	3.00	—	9,000	7,000	1.60	—	7,000	3,000
	比較	<b>▲ 0.80</b>	—	<b>▲ 2,000</b>	<b>▲ 2,000</b>	<b>0.10</b>	—	—	—	<b>0.20</b>	—	<b>2,000</b>	—
久米南町	R1	7.30	—	<b>23,000</b>	<b>16,000</b>	2.60	—	<b>9,000</b>	<b>6,000</b>	<b>1.90</b>	—	<b>7,700</b>	<b>3,800</b>
	H30	7.30	—	22,000	15,000	2.60	—	8,500	5,900	2.10	—	7,500	3,700
	比較	—	—	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	—	—	<b>500</b>	<b>100</b>	<b>▲ 0.20</b>	—	<b>200</b>	<b>100</b>

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

# <参考>

# 令和元年度と平成30年度の保険料(税)率の比較(その4)

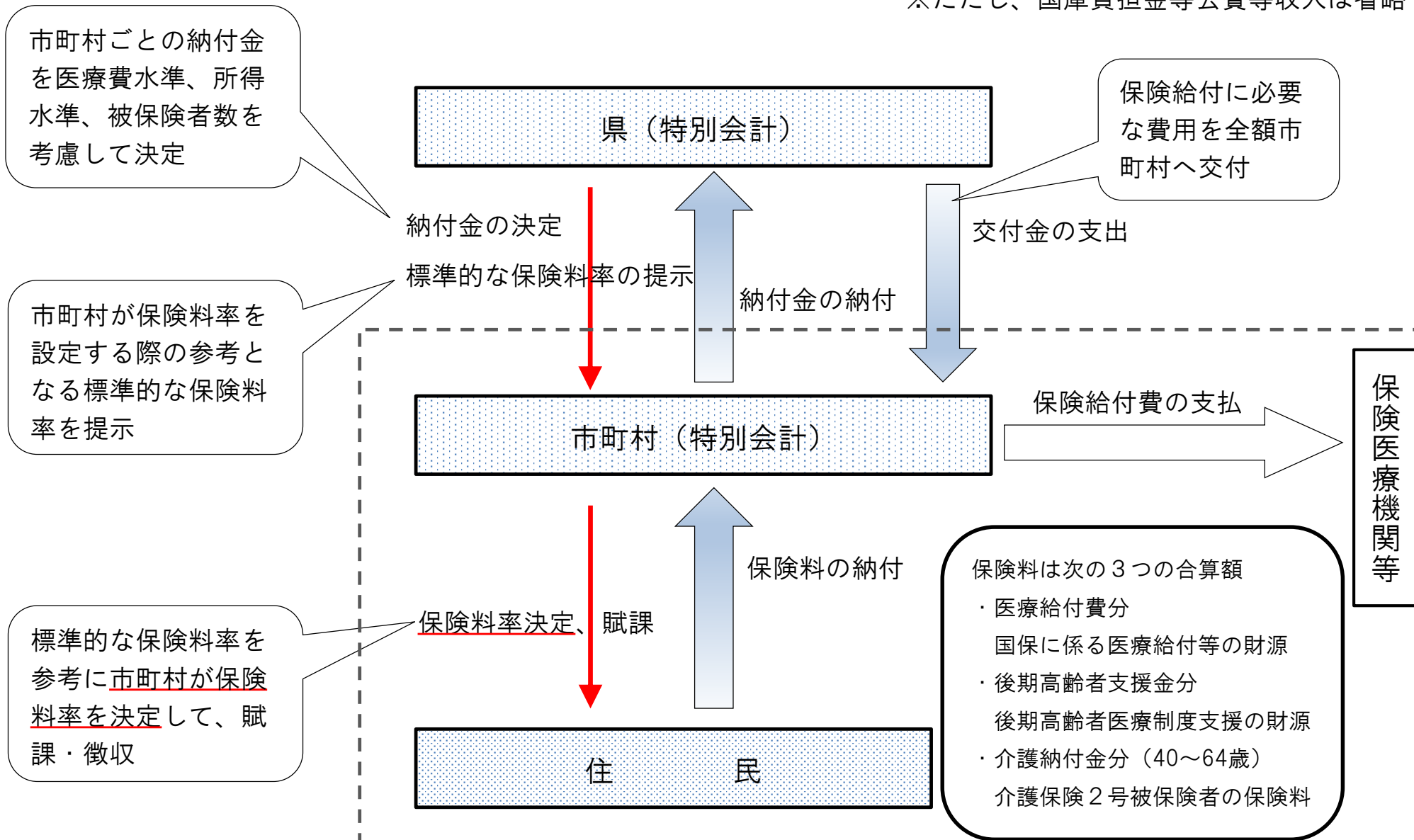
保険者名	区分	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
吉備中央町	R1	5.50	29.60	19,600	13,300	2.30	12.30	8,200	5,600	1.70	13.20	8,300	4,200
	H30	5.50	29.60	19,600	13,300	2.30	12.30	8,200	5,600	1.70	13.20	8,300	4,200
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀬戸内市	R1	7.60	—	23,500	20,500	2.50	—	8,400	6,600	2.00	—	9,000	6,000
	H30	7.60	—	23,500	20,500	2.50	—	8,400	6,600	2.00	—	9,000	6,000
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤磐市	R1	8.10	—	23,000	21,000	2.60	—	7,900	6,000	1.70	—	7,800	5,500
	H30	8.10	—	23,000	21,000	2.60	—	7,900	6,000	1.70	—	7,800	5,500
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真庭市	R1	7.10	16.60	27,000	20,400	2.00	4.30	7,800	6,000	1.80	4.50	9,400	5,200
	H30	7.10	16.60	27,000	20,400	2.00	4.30	7,800	6,000	1.80	4.50	9,400	5,200
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鏡野町	R1	7.70	—	20,400	15,500	2.90	—	7,700	5,500	1.90	—	7,400	3,800
	H30	7.70	—	20,400	15,500	2.90	—	7,700	5,500	1.90	—	7,400	3,800
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美咲町	R1	<b>8.60</b>	—	28,000	21,000	<b>2.60</b>	—	<b>7,900</b>	<b>5,500</b>	<b>2.40</b>	—	<b>8,000</b>	<b>3,900</b>
	H30	8.50	—	28,000	21,000	2.50	—	7,400	5,200	2.60	—	9,700	5,300
	比較	<b>0.10</b>	—	—	—	<b>0.10</b>	—	<b>500</b>	<b>300</b>	<b>▲ 0.20</b>	—	<b>▲ 1,700</b>	<b>▲ 1,400</b>
浅口市	R1	7.10	—	25,600	19,800	2.60	—	9,000	6,800	2.20	—	8,400	5,200
	H30	7.10	—	25,600	19,800	2.60	—	9,000	6,800	2.20	—	8,400	5,200
	比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※保険者名を含め、太字ゴシック体が、このたび改定を行ったところ。

### 3 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法

# 国保財政の仕組み(イメージ)

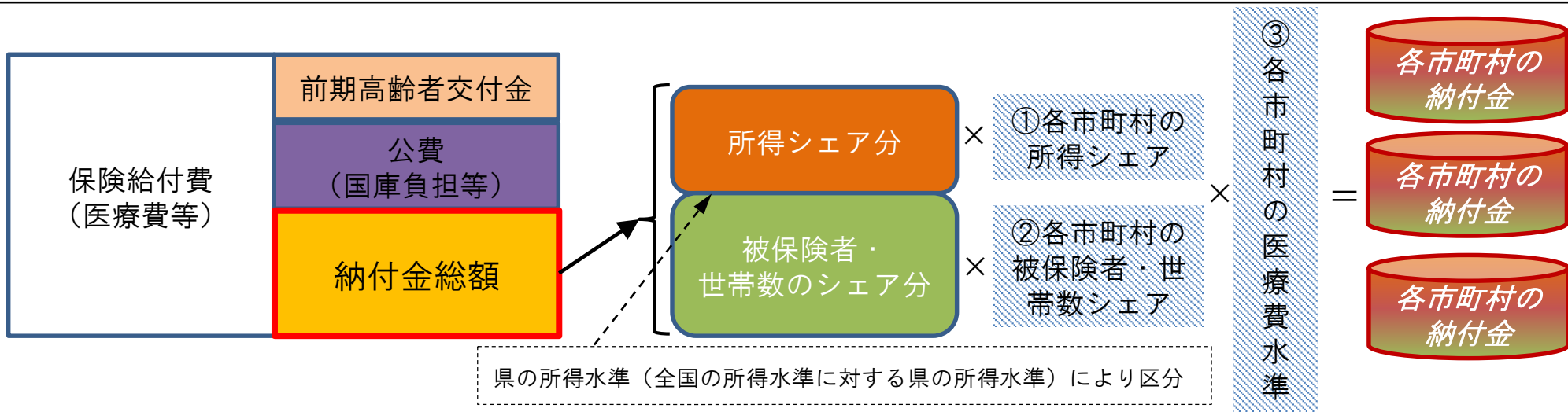
※ただし、国庫負担金等公費等収入は省略



# 納付金の算定方法(イメージ)

県全体で必要な納付金総額を

- ①県全体に占める各市町村の所得のシェア、②各市町村の被保険者数・世帯数のシェアで按分した結果に、  
③各市町村の医療費水準を反映させることで、各市町村の納付金を算定する。

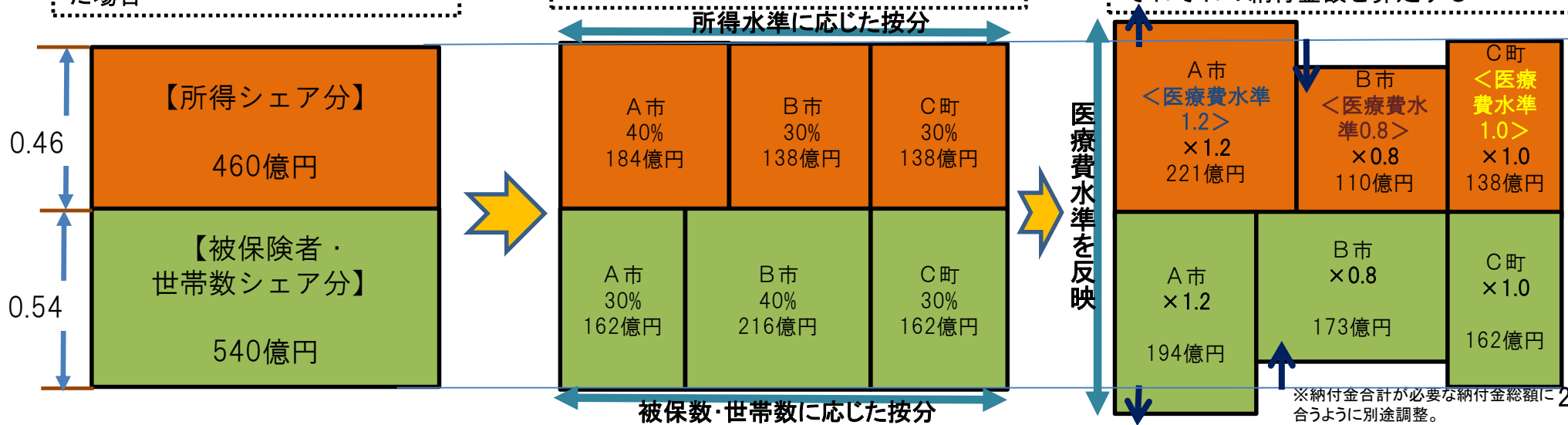


県の所得水準 (全国の所得水準に対する県の所得水準) により区分

仮に納付金総額を1,000億円とした場合

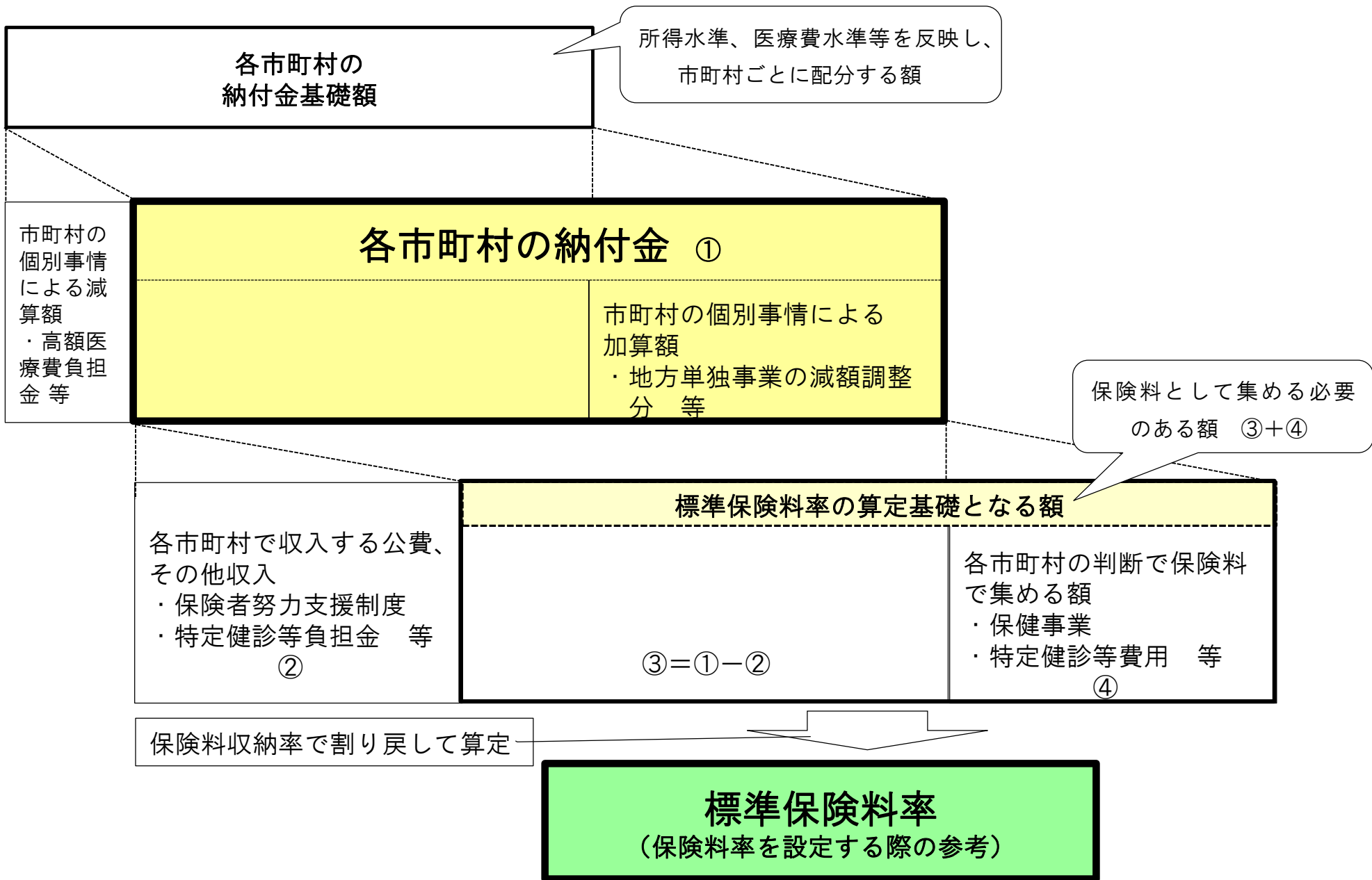
①所得シェア、②被保険者数・世帯数シェアで按分する

③各市町村の医療費水準を反映して、それぞれの納付金額を算定する



※納付金合計が必要な納付金総額に21合うように別途調整。

# 納付金と標準保険料率の算定基礎となる額のイメージ(医療分)

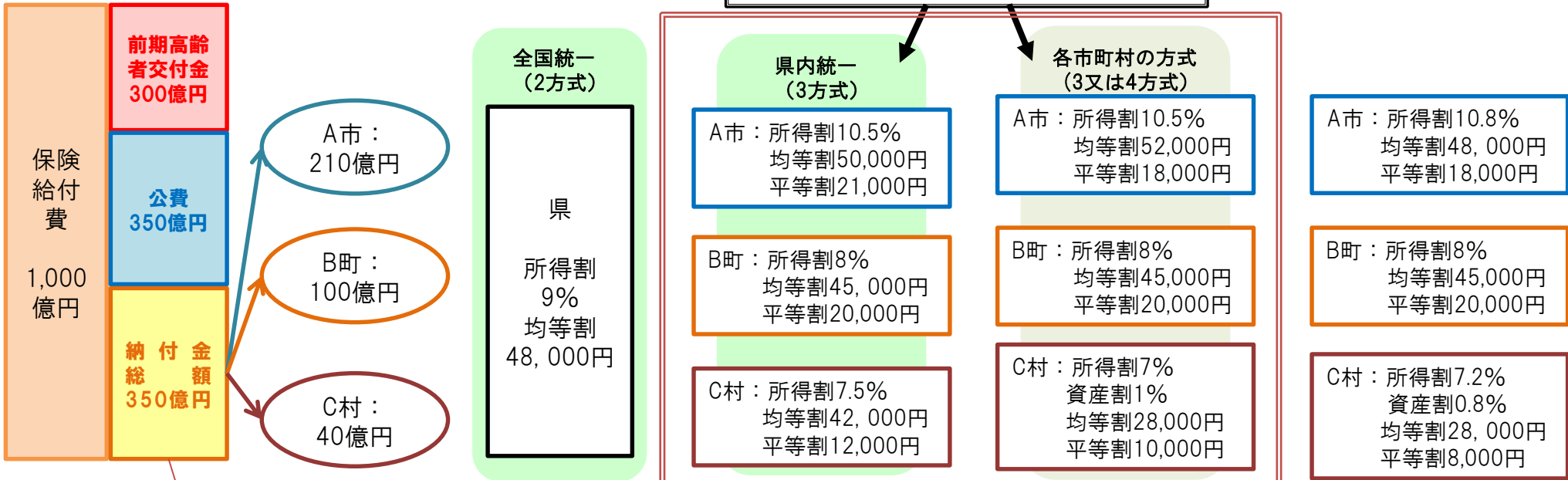


# 標準保険料率のイメージ

## 都道府県

## 市町村

所得割、資産割、均等割、平等割の配分割合の違いにより料率が異なる。



**納付金**  
 県全体の保険料収納必要額を、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて按分し、県で決定したもので、各市町村はこの納付金を県に支払う

**①都道府県標準保険料率**  
 国から指定された算定方式や配分割合により算定した参考料率  
 【P.25】

**②市町村標準保険料率**  
 県内全市町村同一の算定方式や配分割合により算定した参考料率  
 【P.26・P.27】

**③市町村算定基準による標準的な保険料率**  
 各市町村が任意に選択した算定方式や配分割合により算定した参考料率（市町村が現行の保険料率と比較することが可能）  
 【P.28・P.29】

**当該市町村の実際の保険料率**  
 標準保険料率を参考に、各市町村が決定。独自財源の活用や収納率などによって、②・③の市町村標準保険料率とは異なる



# 納付金と標準的な保険料率算定のおおまかな流れ(医療分)

※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に算定する。

## 医療分

【 $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 対全国平均(0.85055)、  
納付金配分方式 = 3方式、特別高額レセプトを  
共同負担する】

### 1 納付金基礎額の算出

○ 県全体の保険給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金(国費)等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

※ 納付金の対象は、保険給付費のみ。(出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は含めない。)

### 2 各市町村の納付金の算出

#### ① 所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額(応益分)と所得シェアに応じて配分する額(応能分)の2つに分ける。

※ 応益分と応能分の比率は、県の所得水準に応じて決まる。

※ 岡山県における応益分と応能分の比率は、54:46

イ 応益分を当該市町村の人数シェアと世帯数シェア(応益シェア)に応じて、応能分を当該市町村の所得シェア(応能シェア)に応じて、各市町村に配分する。

※ 応益分の按分割合は、人数シェア:世帯数シェア=70:30

#### 【22ページ図中の①】

医療費水準をどの程度反映させるかについては、原則どおり、年齢調整後の医療費水準の差を全て反映する。(α=1)

#### ② 医療費水準の反映

年齢調整後の医療費指数により、各市町村の配分額を増減させる。

※ α(年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させる係数)

#### ③ 調整係数(γ)による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町村の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

### 3 各市町村の標準保険料率の算定基礎となる額

○ 市町村ごとの納付金を算出後、市町村ごとの事情を反映した加減算を行い、保険料として集める必要のある額を算出する。

【22ページ図中の③+④】

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等の市町村ごとに異なる費用を加算。

※ 保険者支援制度、財政安定化支援事業等の市町村に個別に交付される公費を減算。

### 4 市町村標準保険料率の算定

○ 市町村ごとに収納率(直近3年の平均)で割り戻し、市町村ごとの標準保険料率を算定する。

各市町村は「標準保険料率」を参考に、保険料率を設定する。

## 令和元年度 都道府県標準保険料率について(速報版)

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
北海道	7.54%	43,626円	2.34%	13,446円	1.83%	13,594円
青森県	8.17%	47,243円	2.64%	15,150円	2.28%	16,983円
岩手県	6.31%	36,473円	2.48%	14,194円	2.00%	14,914円
宮城県	6.88%	39,750円	2.53%	14,486円	2.20%	16,348円
秋田県	6.24%	36,065円	2.78%	15,904円	2.20%	16,386円
山形県	8.04%	46,500円	2.54%	14,551円	2.14%	15,908円
福島県	6.50%	37,601円	2.41%	13,812円	1.91%	14,173円
茨城県	6.67%	38,536円	2.61%	14,955円	2.32%	17,281円
栃木県	7.47%	43,185円	2.55%	14,628円	2.22%	16,487円
群馬県	7.14%	41,283円	2.68%	15,368円	2.37%	17,596円
埼玉県	6.65%	38,425円	2.34%	13,431円	1.84%	13,715円
千葉県	6.47%	37,393円	2.32%	13,284円	1.88%	13,987円
東京都	7.61%	44,011円	2.43%	13,909円	2.08%	15,747円
神奈川県	6.95%	40,144円	2.40%	13,720円	2.07%	15,372円
新潟県	6.79%	39,228円	2.64%	15,112円	2.34%	17,387円
富山県	6.43%	37,172円	2.53%	14,465円	2.44%	18,136円
石川県	7.96%	45,999円	2.49%	14,282円	2.16%	16,045円
福井県	7.59%	43,846円	2.52%	14,429円	2.15%	15,955円
山梨県	7.64%	44,132円	2.45%	14,052円	2.11%	15,657円
長野県	7.37%	42,589円	2.47%	14,169円	2.22%	16,532円
岐阜県	7.39%	42,704円	2.54%	14,538円	2.23%	16,573円
静岡県	7.11%	41,080円	2.47%	14,160円	2.17%	16,169円
愛知県	6.96%	40,244円	2.32%	13,294円	1.93%	14,387円
三重県	7.51%	43,471円	2.54%	14,581円	2.16%	16,078円

都道府県名	医療分		後期高齢者支援分		介護分	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
滋賀県	7.11%	41,072円	2.52%	14,441円	2.31%	17,171円
京都府	7.52%	43,476円	2.58%	14,758円	2.51%	18,637円
大阪府	8.21%	47,537円	2.67%	15,341円	2.52%	18,788円
兵庫県	7.37%	42,577円	2.73%	15,650円	2.70%	20,086円
奈良県	6.87%	40,063円	2.52%	14,664円	2.43%	17,867円
和歌山県	7.48%	43,215円	2.46%	14,107円	2.33%	17,297円
鳥取県	7.59%	43,926円	2.58%	14,821円	2.18%	16,266円
島根県	7.95%	45,947円	2.57%	14,746円	2.24%	16,670円
岡山県	8.41%	48,617円	2.55%	14,624円	2.25%	16,708円
広島県	7.23%	41,791円	2.44%	13,958円	2.20%	16,373円
山口県	8.21%	47,464円	2.61%	14,927円	2.50%	18,558円
徳島県	8.43%	48,702円	2.66%	15,254円	2.46%	18,279円
香川県	8.51%	49,278円	2.59%	14,845円	2.09%	15,563円
愛媛県	7.09%	40,994円	2.49%	14,294円	2.45%	18,259円
高知県	8.35%	48,272円	2.62%	14,981円	2.23%	16,606円
福岡県	7.61%	44,001円	2.44%	13,954円	2.20%	16,371円
佐賀県	8.83%	51,064円	2.47%	14,169円	1.85%	13,746円
長崎県	8.41%	48,678円	2.68%	15,333円	2.40%	17,832円
熊本県	7.90%	45,654円	2.44%	13,982円	1.87%	13,941円
大分県	8.35%	48,274円	2.61%	14,936円	2.51%	18,667円
宮崎県	8.23%	47,566円	2.59%	14,853円	1.99%	14,810円
鹿児島県	8.32%	48,100円	2.60%	14,877円	2.34%	17,394円
沖縄県	6.58%	38,025円	2.54%	14,557円	2.33%	17,314円

※保険料軽減相当額の反映の有無等、都道府県ごとに算出の前提が異なるため、都道府県間の単純な比較は困難である。

## ②令和元年度の市町村標準保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	8.98	—	36,193	25,227	2.65	—	10,634	7,412	2.41	—	12,441	5,760
倉敷市	8.45	—	34,046	23,730	2.50	—	10,008	6,976	2.24	—	11,573	5,358
津山市	9.16	—	36,919	25,733	2.50	—	10,008	6,976	2.18	—	11,237	5,203
玉野市	7.48	—	30,146	21,012	2.47	—	9,895	6,897	2.08	—	10,757	4,980
笠岡市	8.14	—	32,783	22,850	2.43	—	9,724	6,778	2.15	—	11,105	5,141
井原市	8.51	—	34,285	23,897	2.46	—	9,883	6,888	2.09	—	10,818	5,008
備前市	8.20	—	33,033	23,024	2.35	—	9,421	6,566	2.07	—	10,705	4,956
総社市	7.88	—	31,755	22,133	2.53	—	10,133	7,062	2.14	—	11,029	5,106
高梁市	8.14	—	32,811	22,869	2.40	—	9,627	6,710	1.93	—	9,959	4,611
新見市	8.77	—	35,330	24,625	2.53	—	10,159	7,081	2.10	—	10,831	5,014
和気町	7.69	—	30,973	21,588	2.74	—	10,975	7,649	2.09	—	10,821	5,010
早島町	8.18	—	32,957	22,972	2.50	—	10,024	6,987	2.24	—	11,563	5,354
里庄町	6.24	—	25,141	17,523	2.40	—	9,622	6,707	2.09	—	10,797	4,999

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

## ②令和元年度の市町村標準保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	6.47	—	26,072	18,172	2.46	—	9,851	6,866	2.24	—	11,562	5,353
新庄村	6.28	—	25,308	17,640	2.49	—	9,985	6,960	2.47	—	12,752	5,904
勝央町	7.27	—	29,299	20,421	2.38	—	9,528	6,641	1.95	—	10,074	4,664
奈義町	8.62	—	34,706	24,191	2.45	—	9,820	6,845	1.91	—	9,877	4,573
美作市	7.37	—	29,693	20,696	2.57	—	10,285	7,169	2.00	—	10,341	4,787
西粟倉村	1.53	—	6,171	4,301	2.76	—	11,080	7,723	2.04	—	10,546	4,882
久米南町	7.08	—	28,502	19,866	2.62	—	10,488	7,310	1.95	—	10,078	4,666
吉備中央町	6.73	—	27,123	18,905	2.55	—	10,241	7,138	2.34	—	12,096	5,600
瀬戸内市	7.99	—	32,181	22,430	2.58	—	10,333	7,202	2.56	—	13,229	6,125
赤磐市	7.67	—	30,910	21,544	2.56	—	10,274	7,161	2.15	—	11,085	5,132
真庭市	7.24	—	29,156	20,322	2.54	—	10,196	7,107	2.09	—	10,781	4,991
鏡野町	7.41	—	29,831	20,793	2.35	—	9,434	6,576	1.93	—	9,967	4,615
美咲町	8.27	—	33,331	23,232	2.52	—	10,117	7,052	1.94	—	10,044	4,650
浅口市	7.52	—	30,305	21,123	2.45	—	9,828	6,851	2.08	—	10,758	4,981

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

### ③令和元年度の市町村算定基準による標準的な保険料(税)率(その1)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
岡山市	9.79	—	31,806	24,912	3.01	—	9,032	6,930	2.70	—	10,349	5,405
倉敷市	9.09	—	30,243	23,793	2.78	—	8,971	6,293	2.52	—	9,746	5,010
津山市	10.52	—	32,072	24,613	3.01	—	8,407	6,123	2.77	—	8,665	4,556
玉野市	8.15	—	22,772	26,403	2.67	—	7,491	8,752	2.25	—	8,057	5,817
笠岡市	10.03	—	25,353	18,588	2.83	—	8,088	6,096	2.43	—	9,360	4,429
井原市	9.47	—	31,584	20,881	2.71	—	8,381	7,208	2.29	—	8,534	5,697
備前市	8.94	—	29,952	21,326	2.50	—	8,619	6,194	2.09	—	9,734	4,567
総社市	9.54	—	24,895	20,054	3.08	—	8,013	6,248	2.41	—	13,649	—
高梁市	9.40	—	27,573	21,783	2.75	—	8,175	6,390	1.86	—	9,714	4,327
新見市	9.33	—	33,666	19,532	3.01	—	8,158	5,633	2.17	—	9,503	4,224
和気町	8.70	—	27,499	20,630	2.74	—	10,030	7,314	2.33	—	9,788	5,032
早島町	9.40	—	24,764	26,142	2.82	—	7,806	7,322	2.75	—	7,098	5,802
里庄町	6.68	—	21,697	17,226	2.21	—	10,024	6,587	2.26	—	9,580	5,558

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

### ③令和元年度の市町村算定基準による標準的な保険料(税)率(その2)

保険者名	医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
矢掛町	7.68	—	21,857	16,686	3.09	—	7,697	6,251	2.67	—	9,500	5,436
新庄村	5.59	37.62	18,853	17,327	2.14	15.10	8,249	5,616	1.40	12.64	14,132	7,313
勝央町	8.62	—	24,060	18,680	2.97	—	7,439	5,794	2.44	—	7,618	3,709
奈義町	9.69	—	30,543	22,812	2.95	—	7,826	6,125	1.96	—	8,469	4,629
美作市	7.90	24.37	22,312	19,019	2.83	8.83	7,753	6,075	2.18	8.80	8,120	4,097
西粟倉村	1.64	—	5,082	4,142	3.10	—	8,998	7,028	2.10	—	9,572	3,724
久米南町	7.45	—	26,417	18,249	2.76	—	9,750	6,752	2.17	—	8,613	5,204
吉備中央町	6.63	33.97	22,430	15,846	2.24	26.85	7,445	5,295	2.14	15.47	10,157	4,866
瀬戸内市	8.82	—	27,800	23,140	2.92	—	8,864	6,829	2.70	—	11,324	6,480
赤磐市	8.78	—	24,575	22,177	2.93	—	8,655	6,498	2.01	—	9,765	6,247
真庭市	7.25	16.50	25,949	19,228	2.48	5.23	9,212	6,951	1.91	4.59	9,951	4,797
鏡野町	8.64	—	23,434	17,561	2.80	—	7,490	5,277	2.08	—	8,546	3,989
美咲町	9.47	—	29,168	21,755	3.04	—	8,505	5,942	2.42	—	8,016	3,919
浅口市	7.78	—	28,171	21,382	2.62	—	9,012	6,680	2.26	—	8,978	5,131

※令和元年度の保険料率は、各市町村において、県が示す標準保険料率を参考に独自財源の活用や収納率などの個別の状況を踏まえて決定されるため、標準保険料率が、各市町村の保険料率となるものではない。

## 4 岡山県国保ヘルスアップ支援事業

# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業

## 【経緯】

- 国保制度改革により、平成30年度以降、**都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなった。
- 「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（平成28年4月28日付け保発0428第16号厚生労働省保険局長通知別添）においても、都道府県は、**保健事業を含む医療費適正化に向けた取組（現状の把握、市町村の好事例の横展開、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等）を推進**することが期待されている。

## 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（抜粋）

※都道府県が策定する国保運営方針に定める事項

### 3. 主な記載事項\*

#### (5) 医療費の適正化に関する事項

##### (現状の把握)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

##### (医療費適正化に向けた取組)

- 都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

- 更に、平成30年度からは、都道府県は**保険者努力支援制度において評価**されることとなり、都道府県の役割を踏まえた医療費適正化に向けた取組（特定健診受診率、重症化予防の取組割合、医療費分析の実施、市町村への指導・助言等）が評価指標となっている。

以上を踏まえ、平成30年度より、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「**都道府県国保ヘルスアップ支援事業**」を創設する。

※ 今後、平成30年度以降の都道府県が担う役割を踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）における都道府県の役割に係る記載についても一部改正。



# 都道府県国保ヘルスアップ支援事業の交付要件等

都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、特別調整交付金を活用した「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」を創設する。

## 【交付対象】

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業。

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

- 〈事業の例〉
- A. 市町村が実施する保健事業が円滑に進むような基盤整備
    - ・都道府県レベルの連携体制構築（連携会議の開催等）
    - ・保健事業の効率化に向けたインフラ整備（管内市町村共通ヘルスケアポイント制度創設等）
    - ・人材育成（管内全域から参加できる研修の開催等）
  - B. 市町村の現状把握
    - ・KDBと他DBを合わせた分析
  - C. 都道府県が直接実施する保健事業
    - ・保健所を活用した取組（保健所の専門職による保健指導支援等）

## 【交付要件】

- 事業ごとの実施計画（単年又は複数年）の策定
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定
  - ※翌年度も同じ事業を申請する場合は評価指標による成果報告
- 第三者（支援・評価委員会、有識者検討会等）の活用

## 【交付限度額】

国保被保険者数に応じ、都道府県ごとの助成限度額（1,500万～2,500万円）を設けることとする。

# 岡山県国保ヘルスアップ支援事業

## 【1】 目的

- 県が共同保険者として、広域的に実施することが望ましい保健事業について、市町村、保健所、関係団体等と連携を推進し、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防を図り、糖尿病性腎症からの人工透析への移行を防止することを目的に実施する。

## 【2】 現状と課題

- 特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病性腎症重症化予防の取組(保険者努力支援制度の評価項目)が全国平均より低く取組が進んでいない。
- 県においても「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し市町村の取組を支援しているが、全く取組ができていない市町村もあり、市町村が地域の実情に合わせた取組を進めていけるよう、更に技術的な支援が必要である。
- 各市町村がデータヘルス計画に基づき、PDCAサイクルに沿って質の高い特定保健指導、糖尿病重症化予防等、市町村の健康課題に応じた保健事業が効果的に実施されるよう、関係者の人材育成を行う必要がある。

## 【3】令和元年度事業内容

### (A) 糖尿病性腎症重症化予防研修会

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を適切に実施できるように、市町村関係者の人材育成を行い、保健事業の基盤整備を図る。

- 対象者  
市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士等、国民健康保健事業に携わる事務職員）
- 内容（2回程度）
  - 1）糖尿病性腎症の治療戦略
  - 2）糖尿病性腎症重症化予防の取り組み方
  - 3）対象者に応じた効果的な保健指導の実際
  - 4）事例発表等

\* 糖尿病性腎症重症化予防事業を推進するにあたり、市町村が行う受診勧奨・保健指導等の保健事業が県内全域で地域の医師会等かかりつけ医と連携した取組となるよう、関係機関、市町村を対象にシンポジウムを開催する。

## (B) 医療費等分析・評価

### ①医療費分析・評価

○昨年度実施した医療費分析結果内容を踏まえ、KDBシステム、NDBデータ等を活用し、地域の特定健診等の保健事業、医療費の状況について分析・評価を行う。

### ②透析治療患者の現状分析

○医療費が高額となる県内の透析治療患者（国保被保険者）の現状分析を継続して行い、新規透析導入患者の動向と国保被保険者における特徴を明らかにし、医療費削減の資料とする。

### ③医療費分析に基づく保健事業実施のための研修会

○内容：医療費分析の結果を基に市町村毎の特徴と対象者への効果的な介入の方法について学ぶ。

○対象者：市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士、事務職等）

### ④保健指導用資材の作成

○CKD（慢性腎臓病）管理ノートの作成：糖尿病性腎症に係る適切な医療連携、保健指導を医師、管理栄養士等多職種で支援し、国保被保険者の糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

○糖尿病性腎症重症化予防に係る健康教育を行う際の資材

# CKD管理ノート

(慢性腎臓病)

## 【概要】

FROM-J研究班により作成された**生活・食事指導マニュアル**を国保被保険者向けに作成した。

## 【活用方法】

- ・市町村が特定健診から**CKDが疑われる者、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者**へ配布し、**保健師、管理栄養士**等により**保健指導**を行う。
- ・**かかりつけ医、腎臓専門医の医療連携のツール**として活用する。



### CKDシールの取り扱い

- ・CKD管理ノートの表紙に貼ってください。
- ・シールは腎機能に対応したものを貼ってください。
  - 緑・・・eGFR 60 ml/min/1.73m<sup>2</sup> 以上
  - 黄・・・eGFR 30～59 ml/min/1.73m<sup>2</sup>
  - 橙・・・eGFR 15～29 ml/min/1.73m<sup>2</sup>
  - 赤・・・eGFR 15 ml/min/1.73m<sup>2</sup> 未満

※途中で腎機能低下に気がついた場合、前のシールの上に張り替えてください。





P5～P15 腎臓病の総論

P16～P29 腎臓の治療について  
生活習慣の改善  
食事管理

血圧、血糖、脂質、貧血、尿酸の管理目標

P30～P45 食事療法について  
岡山県「食育ナビおいしく減塩編」  
食塩の含有量  
岡山市「かるうまレシピ集」

P46～P63 かかりつけ医受診・指導の記録

## (c) 保健所国保ミーティング

保健所・支所が実施主体となり、連携会議等により市町村の現状把握を行い、保険者努力支援制度に挙げられているデータヘルス計画の実施、評価、特定保健指導実施率の向上、糖尿病性腎症重症化予防等を地域で効果的に進めるための助言・支援を行う。また研修会等を開催し、地域の関係者の人材育成を行う。

○実施主体：各保健所・支所（9カ所）

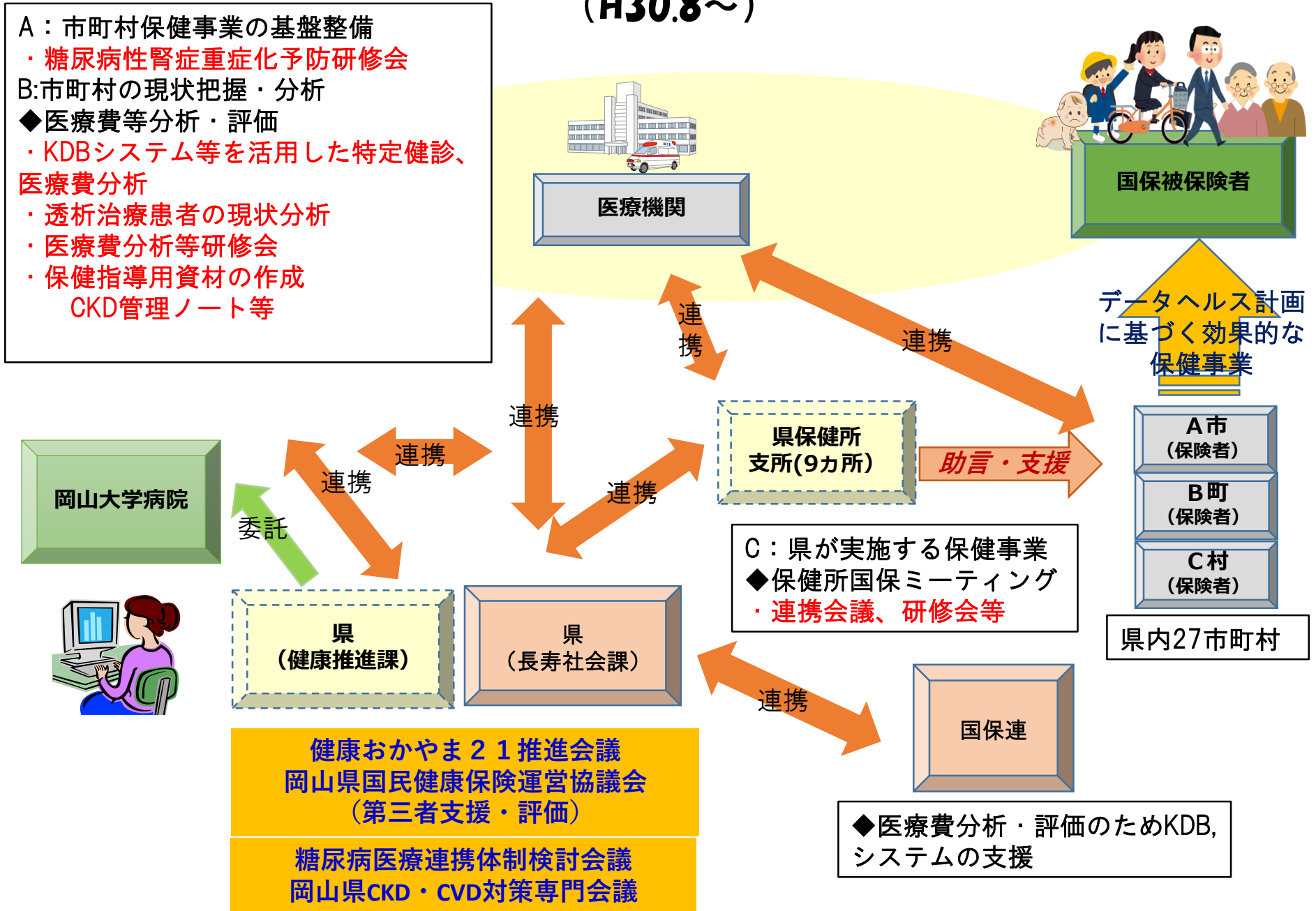
○実施方法：会議、研修会等地域の実情に応じた方法とする。

○実施内容：

- ・ 効果的な糖尿病性腎症重症化予防
- ・ 特定保健指導実施率向上
- ・ データヘルス計画の実施評価
- ・ データヘルス計画に係る市町村内の関係部局との連携体制について

○対象者：各保健所・支所管内の市町村職員（保健師、看護師、管理栄養士、事務職等）

# 岡山県国保ヘルスアップ支援事業 実施体制 (H30.8～)





## 5 国保制度運営スケジュール(令和元年度)

# 国保制度運営に係る令和元年度のスケジュール

